

平成30年度

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会 事業計画

経営理念

- 1 茅野市社協が行うすべての事業・取り組みを、住民のあらゆる生活課題の発見の機会としてとらえ、職員全員が課題の早期発見に取り組む。
- 2 茅野市社協としてあらゆる生活課題を受け止め、各部門の特性を活かした茅野市社協内の協働体制を確立し、解決や予防につなげる支援とその仕組みづくりを行う。
- 3 解決や予防につなげる支援にあたっては、茅野市社協としてのこれまでのコミュニティワークや個別支援の実践を活かし、地域住民、福祉推進委員、民生児童委員、ボランティア・NPO団体、専門機関、行政等とのより積極的な連携・協働を図る。

経営方針

- 1 運営の透明性、中立性、公正性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たすことにより、信頼される社協となる。
- 2 社会福祉法第109条の「社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加する」公益性の高い民間の福祉団体として、常に住民に近い存在であり続けるとともに、あらゆる社会資源との協働に取り組む。
- 3 「公益的事業」と「収益的事業」のバランスに配慮しながら、様々な財源の確保に取り組む。
- 4 常に個別支援や地域支援を意識し、新たなサービスの開発や地域との意思疎通に心がける。
- 5 役員等は、これらの内容を認識するとともに法令の遵守に心がけて社協経営にあたる。

平成30年度の総体的な取り組み

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来を見据え、地域共生社会の実現を図っていくために地域福祉の政策化が進められています。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

このような「社会」であるためには、まず、『相互に支え合う「地域」』であることが必要です。そして、相互に支え合う地域づくりは地域福祉の基本であり、今、地域福祉は将来にわたって持続可能な社会づくりのためには、欠くことのできない取り組みとして、これを推進するための法改正や諸制度への位置づけが急速に進められています。

こうした国の大きな流れの中で、長年地域福祉の推進に取り組んできた社会福祉協議会は、これからも住民主体の本質を見失うことなく地域福祉と向き合っていくことが大切であると考えます。

茅野市社協では、平成29年度当初から、社会福祉法の改正に伴う新たな執行体制の構築、事務局組織の改編と介護保険事業所の統合、茅野市・富士見町・原村成年後見支援センターの開設、第3次福祉21ビーンズプラン策定への参画などに取り組んできました。平成30年度は、こうした新たな取り組みを軌道に乗せる年度と位置づけ、今後も地域福祉推進の中核を担っていける社会福祉法人としての基盤充実に図っていきます。具体的には、茅野市社協の地域福祉活動計画が包含されている第3次福祉21ビーンズプランの実行、平成29年度に策定できなかった社協発展強化計画の速やかな策定とそれに伴う事務事業評価の仕組みの確立などに取り組んでいきます。

【各系の業務分担と主な取り組み】

総務・企画係

地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、地域のみなさんや行政との連携を常に意識し、理事会、評議員会及び経営委員会において組織運営の透明性と中立性、公平性、安定性の確保に取り組みます。

社会福祉法人としての法令遵守を意識し、そのための規定整備を行うことで、組織の強化・管理に取り組みます。

平成29年度好評であった「社会福祉大会」を、平成30年度も茅野市社協全職員で実施します。

有事に備え、茅野市の災害対策対応と連携を図るべく、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施します。

平成30年度は、以下の5項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 社協会費・共同募金について地域のみなさんにご理解いただくための説明会を、茅野市社協全職員を挙げて実施します。
- (2) 各種規定及び体制の整備を引き続き行います。
- (3) 職員研修体系に基づいた研修を実施します。
- (4) 社会福祉大会を実施します。
- (5) 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施します。

日常生活支援係

近年、社協に寄せられる市民の抱える課題が複雑かつ多様化し、寄せられる相談も様々な問題が絡み合っています。様々な生活課題を抱える方が、安心して自分らしく暮らせるように、制度の枠にとらわれることなく、制度横断的な支援を行います。そのために、様々な要因から日常生活に何らかの課題を抱えた個人やその家族に寄り添い、ともに課題解決ができるよう、総合的な支援体制の構築に取り組みます。

また、介護保険制度等の公的サービスだけでなく、生活に寄り添い、個別ニーズに即した柔軟な生活支援サービスの充実を図ります。

平成30年度は、以下の4項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 個別の相談・支援にあたっては社協内の他部門との連携を密にするとともに、外部の関係機関とのネットワークを構築し、本人の課題を早期に解決へと導くことができる相談体制を築きます。
- (2) 茅野市・富士見町・原村の3市町村から受託する成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に係る二次相談窓口として、権利擁護支援が必要な人に対して日常生活自立支援事業と成年後見制度を一体的に推進していきます。
- (3) 経済的な問題などで悩みを抱える生活困窮者に対し、それぞれの相談を包括的に受け止め、各種事業や制度を活用しながらも、制度や対象者に捉われることなく、包括的かつ継続的な支援の実現に向け、本人の状態に応じた継続的な相談支援の実施に取り組み

ます。

- (4) 介護保険の制度改正にともない、家事支援や移動支援のサービスを見直し、制度のはざまを埋める社会資源として、茅野市社協が提供する生活支援サービスのあり方を検討するとともに、利用者の生活課題を共有して活動できるサービスの担い手の育成に努めます。

地域福祉活動推進係

コミュニティ・ソーシャルワークの手法を基本に「誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる地域づくり」の推進に取り組みます。

一人ひとりを支援することを目指して地域住民やボランティア、専門職が連携・協働する支えあいの体制づくりに取り組みます。

平成30年度は、以下の6項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 個別訪問やご近所をはじめ、地域の方の協力を得ながら、支援を必要とする方の早期発見とニーズ把握に取り組みます。
- (2) 地域住民による支えあい活動、日常的な交流の機会や居場所などの情報を把握し、これらの情報の整理と発信を行います。このことによりそれぞれの地域で「誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる地域づくり」の検討を進めます。
- (3) 各地域で取り組まれている地域住民の支えあいや交流を中心とした様々な活動の充実を目指します。
- (4) 第3次福祉21ビーンズプランに基づき、学校や地域での福祉意識の醸成や更なる福祉教育の充実を図ります。
- (5) 「ゆいわーく茅野」の機能を活用した連携することにより、地域におけるボランティア活動及び福祉活動の活性化を図ります。
- (6) 地域における災害ボランティアセンター設置に関する講座等を企画します。

在宅福祉係

介護保険法及び障害者総合支援法の改正にともない、改正の内容と意図を的確に捕らえ、利用者が自宅でより長く自立された生活と地域で安心した生活が送れるよう、より良いサービスの提供に努めます。

また、そのためのサービスの質の向上及び人材確保を目指し、健全経営に取り組みつつ、これからの時代に適するよう地域の力を取り入れたフォーマルサービスとして、インフォーマルサービスとの協力をいかに考えるか、研究します。

平成30年度は、以下の5項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) サービスの質の向上を図るため、内部研修や外部研修等により、介護保険・障害者総合支援等改正の諸制度の理解を深め、新たな介護技術を習得し、認知症の方や精神疾患等の方々への接遇などの専門知識を学び、職員一人ひとりの資質の向上を目指します。
- (2) 社会福祉協議会としての使命を意識し、職員一人ひとりが自覚して自身の仕事に生かすことにより、地域の生活者である利用者に対して茅野市社協らしいサービス提供ができる

よう努めるとともに、各保健福祉サービスセンターや社協コミュニティソーシャルワーカー等との連携を密にして、地域福祉の向上に貢献できるよう努めます。

- (3) 就労時間の徹底や処遇の改善等による職場環境の改善を図りつつ、何よりお互いのことを思いやることのできる「働きやすい職場」に対して職員各々が自覚し、話し合い、創り出すことにより、職員の定着を図ります。
- (4) 社会福祉士・介護福祉士等の現場実習生の受け入れを行い、福祉人材育成のために協力します。
- (5) 在宅福祉サービスの一拠点化により、更なるサービスの利便性の周知と事業運営の効率化による安定した健全経営を目指します。

【事業の概要】

< 法人・地域福祉推進事業 >

1 法人運営事業

(1) 管理運営事業 <市補助事業> 68,257千円

- ・理事会、評議員会の開催及び「社協の置かれている立場や果たすべき役割」を理解していただくための研修会を開催します。
- ・各種規定の整備を行い社会福祉法人として法令遵守に取り組みます。
- ・職員研修計画を立案し、職員の資質向上に取り組みます。
- ・有事に備え、茅野市の災害対策対応と連携を図るべく、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施します。

(2) 広報・啓発事業 <市補助事業> 1,300千円

- ・ホームページを積極的に活用し、タイムリーな情報提供を行います。
- ・広報紙「やらざあ」の発行を通じて、茅野市社協の取り組みや地域の取り組みを紹介することによって、地域活動のきっかけづくりや福祉意識の啓発が図れるように取り組みます。
- ・誰もが安心して暮らせる地域づくり、地域の絆の大切さなどの福祉意識の醸成を目的とした、社会福祉大会を開催します。

2 小地域福祉活動推進・支援事業

(1) 小地域福祉活動推進事業 <市補助事業・市委託事業> 55,288千円

- ・公的サービスや茅野市社協のサービスを活用するとともに、近隣住民、ボランティアなどの参画を働きかけ、一人ひとりの生活課題が解決できるよう支援します。また、住民同士が互いに支えあえる地域づくりをすすめるため、地区コミュニティセンターや保健福祉サービスセンターと協働して地区社協、各区・自治会の福祉推進委員の活動を積極的に支援します。
- ・介護保険制度の改正にともなう地域生活支援・介護予防サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加を推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、今ある住民同士の小さな支えあいを大切にしながら、地域に必要な支えあいの仕組みづくりを推進します。

(2) 福祉団体助成事業 <市補助事業> 3,820千円

- ・地域活動を支援するために、社協会費還元金の交付を行います。
- ・地域とのつながりを持ち、活発な活動ができるよう地区社協をとおり、社会福祉団体へ助成金の交付を行います。

3 相談・生活支援事業

- (1) **総合相談事業** <市補助事業> 530千円
- ・総合相談窓口として、心配ごと相談、結婚相談、司法書士の法律相談を実施します。
 - ・寄せられた相談に対しては、課題の早期発見・早期対応のための「総合相談体制」を構築し、必要に応じて関係機関と協働して問題解決にあたります。
- (2) **シャララ・ほっとサービス事業** <市補助事業> 1,064千円
- ・安心して暮らせるために、ボランティア活動と公的なサービスの中間的位置付けとして、茅野市社協独自で創設し、実施している住民参加型福祉サービスです。
 - ・介護保険制度の改正を踏まえ、家事援助サービスを中心に現在提供しているサービス内容を見直し、より良いサービスの実現を目指します。
- (3) **ひとり暮らし安心コール事業** <自主事業> 202千円
- ・ひとり暮らし高齢者で定期的に電話での安否確認やおしゃべりを希望される方に、協力員から電話をお掛けします。
 - ・今後、事業展開に向け調査研究を行います。
- (4) **一般介護予防事業** <市委託事業> 21,518千円
- ・一般介護予防事業の対象者であって、日常的に閉じこもりがちな高齢者を対象に、生活意欲や心身機能の維持向上のため、送迎、昼食、入浴、レクリエーションなどのサービスを高齢者福祉センター塩壺の湯「ゆうゆう館」において実施します。
- (5) **外出支援事業** <市委託事業> 7,046千円
- ・心身が不自由なため、公共交通機関を一人では利用できない方を対象に送迎サービスを実施します。
 - ・これまで、透析患者の利用に偏重していた利用状況を見直し、利用対象者の要件を改めます。
- (6) **配食サービス事業** <市委託事業> 12,039千円
- ・ひとり暮らし高齢者や障害者等で食事づくりが困難な方を対象に、昼食（おたっしや弁当）を毎日お届けします。また、お弁当を届けることにより、利用者の日常生活の見守りを行います。
 - ・今後も利用申請者の増加が見込まれる中で、対象要件の見直しを行い、サービス利用の適正化を図ります。
 - ・夜間の配食サービスの利用ニーズ調査を行うことで、食事の確保が困難な方の食生活を支えられるサービスの充実を目指します。
- (7) **ファミリー・サポート・センター事業** <市委託事業> 3,000千円
- ・子どもの一時的預かり等の援助を行いたい人（援助会員）と、援助を受けたい人（依頼

会員)を登録し、その会員間による相互援助活動を実践することにより、安心して仕事や子育てができる環境づくりを支援します。

- ・サービス開始以来、問い合わせが多かった「病後・病後児の預かり」について、支援を実施できるよう、行政や医師会等との協議を積極的に進めます。

4 権利擁護事業

(1) 日常生活自立支援事業 <県社協委託事業> 1,853千円

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方に対して、住み慣れた地域の中で生活ができるように、福祉サービスを利用するときの手続きや利用料の支払いのお手伝い、または日常生活に必要な預貯金の出し入れや書類等の預かりを支援するサービスです。
- ・日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要な契約締結者について、生活支援サービス等を活用しながら切れ目のない支援を目指します。

(2) 法人後見事業 <自主事業> 114千円

- ・茅野市社協が成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、判断能力が不十分な人の成年後見制度に基づく後見事務(財産管理や身上監護)を行います。
- ・法人後見運営委員会の委員の方々とともに、茅野市における権利擁護の支援体制についても協議を行います。

(3) 成年後見支援センター事業 <3市町村委託事業> 4,256千円

- ・茅野市、富士見町、原村の地域住民及び専門機関からの成年後見制度に関する相談や制度の普及啓発を行います。また、成年後見制度の利用が必要な方や、そのご家族や関係機関が制度を利用しやすくなるよう、法律に関する関係機関と連携を図りながら支援をします。
- ・相談内容に応じて、情報提供をはじめ、必要に応じて各種相談窓口への同行も行いながら、課題解決に努めます。
- ・相談支援の入り口としての役割を担っている反面、寄せられる相談の多様化により、その後につなげる社会資源も不足しているため、他の係や専門機関との連携を充実させます。

5 生活困窮者支援事業

(1) 生活福祉資金貸付事業 <県社協委託事業> 654千円

- ・低所得者、高齢者、身体障害者、失業者等の世帯で貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、必要な援助指導を行い、経済的自立と社会参加の促進を図るための貸付事業を実施します。
- ・支援が相談窓口で完結することがないように、他の係や地域と連携して課題解決にあたります。

(2) 暮らしのつなぎ資金貸付事業 <自主事業> 1,303千円

- ・市内に6か月以上住所を有する低所得者等に対し、緊急事態の発生または一時的に必要とする資金の貸付け若しくは臨時援護のために貸付けを行い、生活の自立を図ります。
- ・償還期限を過ぎている借受者に対し、償還計画の見直しを提案するなど、償還指導を確実に行う取り組みを実施します。

(3) 生活困窮者自立支援事業 <市委託事業> 540千円

- ・生活困窮者の家計再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、低所得者、高齢者、身体障害者、失業者等の世帯で貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、家計管理に関する指導や貸付事業の活用を促し、自立生活の促進を図ります。
- ・複合的な課題を抱えながら経済的に困窮している方々に対し、「まいさぼ茅野市」と連携して、効果的な支援を実施します。

6 交流・ふれあい事業

(1) 希望の旅事業 <市補助事業> 474千円

- ・日ごろ、遠方に出かける機会の少ない障害のある方々を対象に、ゆっくりと楽しいひと時を過ごし、参加者同士の交流を深めていただくことを目的として実施します。

(2) 家庭介護者交流事業 <市補助事業> 570千円

- ・家庭で介護をされている方々を対象に、食事や温泉入浴、レクリエーション等を通じて相互の情報交換や仲間づくりの場を企画します。

7 ボランティア・市民活動推進事業

(1) ボランティア・福祉教育推進事業 <市補助事業> 3,282千円

ひとり暮らしや支援が必要な方が増えている中、だれもが孤立せず幸せに暮らせる地域づくりには地域住民による支えあい活動が重要になります。

そのため、日ごろから福祉を身近なものに感じ「お互い様」の心を醸成する福祉教育・学習の推進と、支えあいの地域づくりに実践的に取り組むボランティア活動への支援を行うことによって、地域福祉の推進を担う人材の育成・支援を行います。

主な事業は、次のようなものです。

第3次福祉21ビーンズプランに基づく福祉教育の推進

- ・学校で実践している福祉教育の内容等の情報提供や各地域の福祉活動の見える化を行い、市民の活動の参考になるよう取り組みます。
- ・福祉教育の実践において、「ゆいわーく茅野」の機能を活かし、地域のニーズと活動者をつなぐコーディネート、学習会の講師やすでに活動しているボランティア団体またはこれから活動するボランティア団体など人材の拡充に努めます。

出前福祉教室

- ・学校や地域との協働により「共に生きること 共に学びあうこと」という視点を大切にしながら、子どもから大人までを対象とした出前福祉教室や講座等を開催します。

福祉活動推進出前講座

- ・福祉教育・ボランティア学習を展開する学校教員や地域住民のみなさんと、“ふくし”の心を育むことの意義を共有することで福祉への理解と関心を高めるための情報交換や研修等の機会をつくります。

社会福祉普及校指定

- ・市内の小・中・高等学校を社会福祉普及校として指定し、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、他人に対する思いやりの心や主体性を育てるとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の啓発を図ります。

地域におけるボランティア活動の支援

- ・地区ボランティアの会に必要な情報の提供等を行い、それぞれの活動の活性化、活動者と地域のつながりが広がるような支援、コーディネートに取り組みます。また、地域に必要な支えあい活動のあり方などを考える機会や活動者のつながり、活動の充実を図るための情報交換会・研修会としてボランティア連絡会を開催します。

各種研修会、大会等への参加

- ・近隣や県内で開催される研修会や大会、体験学習などへの市民の積極的な参加を呼びかけ、活動者の意識や技術の向上と新たな活動者の育成を図ります。

(2) 市民活動センター事業 <市補助事業>

11,728千円

全市・全分野でのボランティア・市民活動の推進に取り組む茅野市市民活動センター「ゆいわーく茅野」において、その機能を有効に活用し、地域福祉分野におけるボランティア・市民活動のさらなる活性化に向け、ニーズに応じた講座等の企画、活動者同士の交流やネットワークづくりの機会の創出、活動の相談・支援・連絡調整、各種情報の収集・発信などに取り組めます。

主な事業は、次のようなものです。

居場所づくり講座（市予算事業）

- ・高齢者の認知症の増加や足の問題を視野に入れた取り組みとして、認知症の方の社会参加を目指す居場所づくりなど、地域での支えあい活動に取り組む人材の育成を図るため、全市と各エリアでの講座を企画・開催します。

男性の元気力向上と社会参加（市予算事業）

- ・地域での活動に役立つ知識や技術を学び、地域で元気に暮らし続けることができるような講座、仲間づくりや支えあい等への参加、活動に取り組む人材育成等を目的とした講座を連続講座で実施します。

その他の活動支援

- ・ボランティア保険の加入手続き、ボランティア活動助成金の交付など、ボランティア活動に取り組むための各種支援を行います。

8 共同募金配分金事業 <自主事業> 4,766千円

- ・共同募金（赤い羽根・歳末助け合い募金）に対する地域のみなさんの理解を一層深めながら、募金活動を進めます。また、より地域のみなさんに開かれた共同募金とするために運営委員会を開催します。
- ・共同募金を、広く透明性のある適正な配分とするために、審査委員会を開催します。

<居宅介護等事業>

1 居宅介護支援事業 <自主事業> 8,844千円

- ・介護支援専門員が依頼を受け、適切な「居宅サービス計画」を作成するとともに、計画に基づいた自立支援のためのサービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行い、入所を要する場合にあっては、高齢者施設への紹介等の便宜を図ります。

2 訪問介護事業 <自主事業> 69,257千円

- ・訪問介護事業所のホームヘルパーが、介護支援専門員からの「居宅サービス計画」に基づいて高齢者及び障害者宅での入浴、排泄、食事の介護、及び日常の世話等の家事援助等のサービスを提供します。

3 西部デイサービス事業 <自主事業> 67,185千円

- ・西部デイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事時の介護、及び日中の余暇活動等や社会的交流、機能訓練等のサービスを提供します。

4 本部事業 <自主事業> 11,534千円

- ・在宅福祉係全体の事務局（本部）として、各事業所運営に関わる企画立案や監査対応等の必要な業務を行うとともに、長野県国民健康保険団体連合会への請求業務や利用者負担金の徴収業務を行います。

<障害者福祉サービス事業>

1 障害者相談支援事業 <自主事業> 1,265千円

- ・障害児・者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の他、必要な便宜を提供します。障害者や障害児が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

2 就労継続支援B型事業 <自主事業>

35,824千円

- ・あすなろセンターにおいて、民間企業等に雇用されることが困難な障害者の方に就労の機会を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を提供します。